産業廃棄物処理施設の事業計画書の縦覧及び意見書の提出について

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、以下の産業廃棄物処理施設の設置予定者の事業計画書を縦覧し、及び生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができます。

産業廃棄物処理施設設置 予定者の名称及び所在地	服部造園開発株式会社 静岡県掛川市吉岡 872 番地の 16
産業廃棄物処理施設の 種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条第8号の2 破砕施設
処理する産業廃棄物の 種類	木くず
産業廃棄物処理施設の 設置場所	静岡県菊川市牛渕字内海戸 1482 番 1
縦覧の場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県西部健康福祉センター環境課
縦覧の期間及び時間	令和7年11月8日から令和7年12月9日までの 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (開庁日に限る。)
意見書に記載すべき事項	 生活環境の保全上の見地からの意見 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号 事業計画書提出者の名称並びに産業廃棄物処理施設の 種類及び設置場所
意見書の提出期限	令和7年12月23日
意見書の提出方法及び 提出先	① 提出方法 持参又は郵送(意見書提出期限終了日の消印有効)② 提出先 縦覧場所と同じ

静岡県廃棄物リサイクル課

電話番号:054-221-2423 西部健康福祉センター環境課

電話番号:0538-37-2248